

民事信託とその活用方法

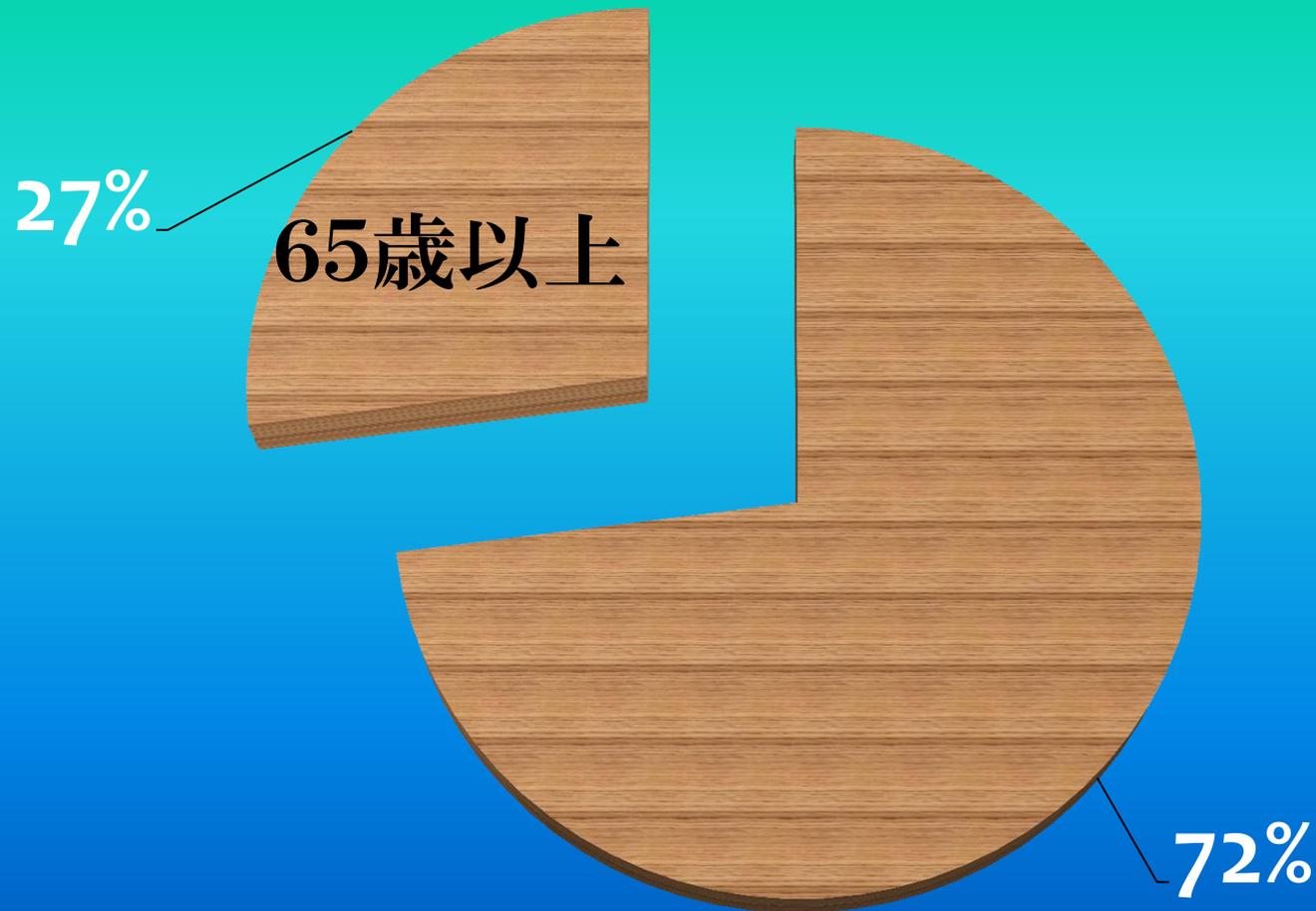
所長弁護士 大橋 昭夫

弁護士法人 鷹匠法律事務所

1、超高齢化社会の到来と財産管理

- わが国の人口は、2016年1月1日現在1億2682万人
- 65才以上の高齢者人口は3404万人
- 75才以上の人口も1649万人、8人に1人が75才以上
- 静岡県の人口は2016年1月1日現在369万7571人
- 65才以上の高齢者人口は99万4484人
(但し、2014年10月1日現在の統計)
- 75才以上の人口は47万8183人、
7.7人に1人が75才
- 日本人の保有する金融資産は約1684兆円
(日本銀行資金循環統計、2015年9月)
- 世帯主70才以上の世帯の貯蓄現在高は、約2296万円
(日本銀行資金循環統計、2015年9月)
- 世帯主70才以上の世帯の負債の平均額81万円
(総務省統計局家計調査貯蓄負債編、2015年7月~9月)

日本の人口の3割弱を占める



◇ 認知症患者数は2012年時点で約462万人と推計、2025年には700万人を超える。(2015年1月9日、厚生労働省発表)

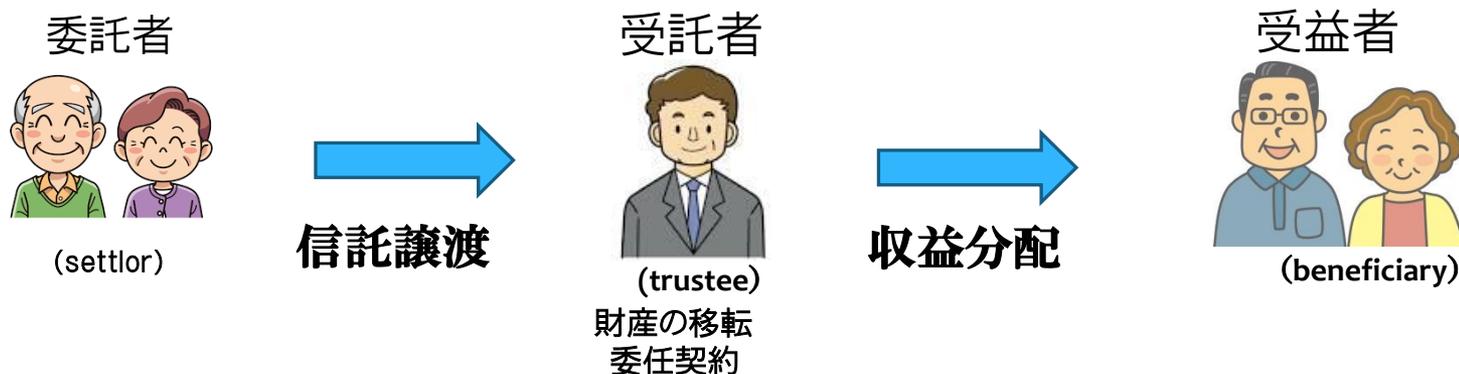
◇ 成年後見制度を利用している人の数、2014年度で18万人強。
(最高裁判所事務総局「成年後見関係事件の概況」)

◇ オレオレ詐欺等の被害も多発し、高齢者のための財産管理が重要になっている。



2、財産管理制度としての信託

◇ 信託とは委託者が受託者に財産を譲渡し、受託者は受益者のために、財産の管理・処分を行なうこと。(信託法2条1項)



- ◇ 信託譲渡に対価はない。無償性
- ◇ 委託者と受託者との間に信頼関係(信認関係)があり、委託者は受託者を信じて託す。(信託)
- ◇ 受託者は、不動産・動産・預貯金・株式等の信託財産の所有者となる。
- ◇ しかし、信託目的に従って、受益者のために信託財産を管理・処分するための所有権であって受託者自身が自由に処分できるわけではない。
- ◇ 信託はあくまでも自己のためでなく、受益者の利益のためになされる財産管理制度の1つであり、当然ながら、信託の利益は受益者が享受する。

3、信託法の大改正とその利用の低さ

- ◇ 2006年12月15日、旧信託法が全面改正され、2007年9月30日から施行
- ◇ 高齢者の財産管理や、中小企業経営者の事業継承、障害者のための財産管理に、この法律を使うことが期待されていたが、あまり普及しなかった。
- ◇ 法律の中に民事信託の制度が設けられ、使い勝手がよくなったが、弁護士の間にはほとんど普及していない。
- ◇ 成年後見制度や従来 of 遺言の中で処理することが多く、信託のスキームを使った工夫がなされなかった。

4、信託に登場する者

- ◇ **委託者**、信託を設定する者で、信託契約では信託財産を提供する者。(信託法2条4項、3条)
- ◇ **受託者**、信託事務を担当する者。(信託法2条5項)
- ◇ **受益者**、信託によって利益を享受する者。(信託法2条6項)
- ◇ **信託管理人**、将来生まれる子を受益者としてした場合や、一定の条件を満たした者を受益者として指定しているが、未だ条件が成就していない場合、あるいは受益者の定めのない信託のように、受益者が現に存在していない場合において、信託行為の定め又は裁判所の決定によって選任され、受益者のために自己の名をもって原則として受益者が有する信託法上の一切の権利を行使する権限を有する者。
(信託法123条、125条)

◇ **信託監督人**、受益者が年少者、高齢者、知的障害者である場合、受益者自身で受託者を適切に監督することができないので、信託行為の定め、又は、裁判所の決定によって選任され、受託者の信託事務を監督する者。

(信託法131条1項、132条)

◇ **受益者代理人**、受益者が不特定多数に及ぶ場合、単なる投資の対象として受益権を取得するに過ぎないような場合、信託行為の定めによって選任され、受益者の代理人として受益者の管理を行使する権限を有する者。(信託法138条1項、139条1項)

◇ **指図権者**、受託者に対し、受益者のために管理処分を指示する者。

5、信託の設定の方法

- ◇ **信託契約による方法**、委託者と受託者との信託の合意(信託法3条1号)
- ◇ **遺言による方法**、委託者が遺言で信託を設定し、委託者の死亡により信託の効力が発生する。
(信託法3条2号)
- ◇ **自己信託の方法**、自分で自分の財産に信託を設定する方法で、信託宣言とも呼ばれ、公正証書作成等の方式によってなされる。(信託法3条3号)

6、信託の期間

信託は、期間限定で財産を預かり、受益者のために管理・処分を行う制度であるので、信託契約等においては、必ず信託期間が定められる。

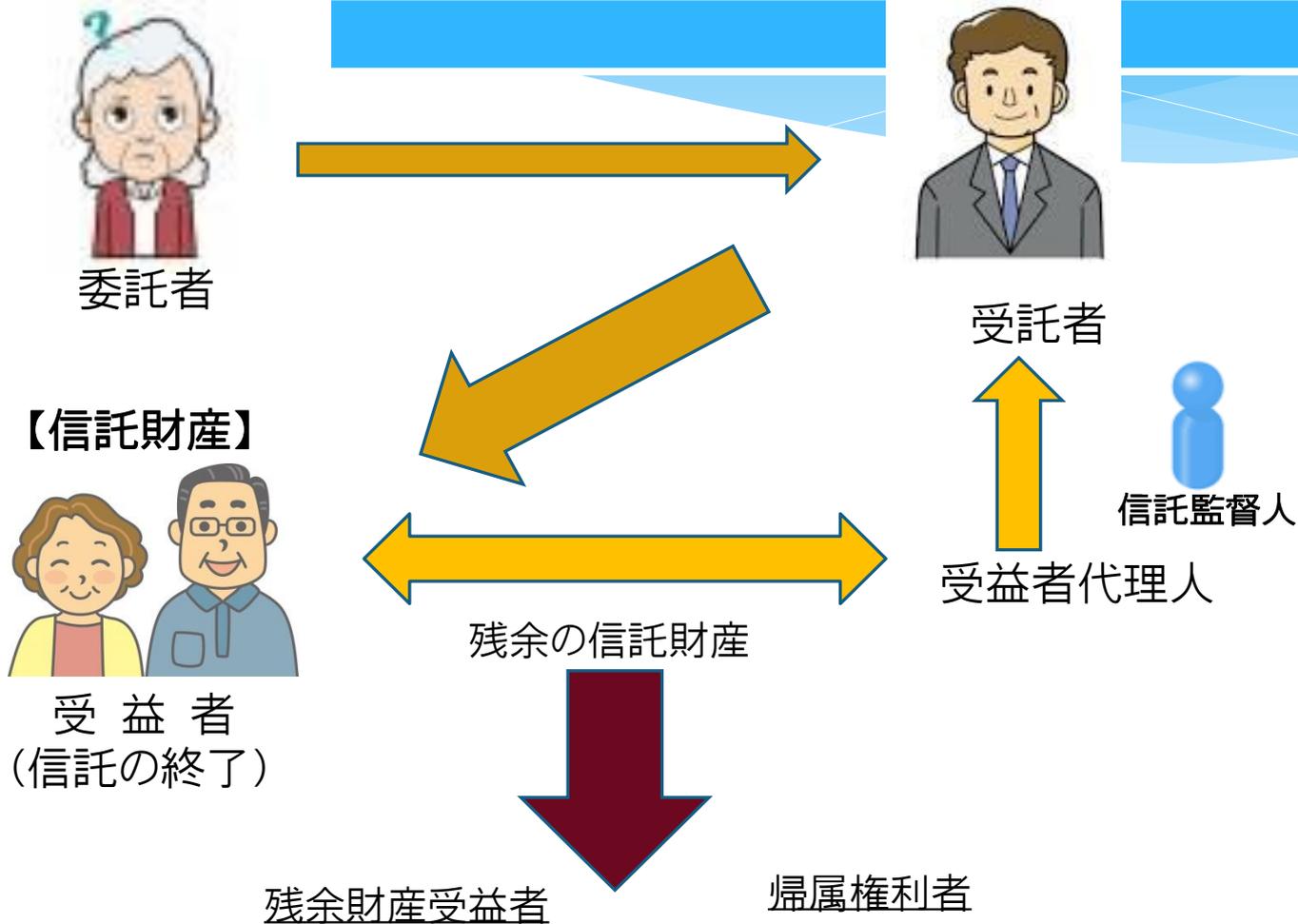
信託期間が終了すると、信託契約等で定められた者に残余財産が分配されることになる。

契約等に定められた者として、帰属権利者と残余財産受益者がいる。

帰属権利者は、信託期間中は受益者としての権利を全く有しないが信託終了時に残余財産を受け取ることができる者(信託法182条1項2号)

残余財産受益者は、信託期間中は受益者としての権利を有し、信託終了時には残余財産を受け取ることができる者(信託法182条1項1号)

民事信託の仕組み



7、信託の機能

- ◇ 信託は、自分で財産を管理して、利益を受けることができない場合や、他の人に自分の財産を管理、処分してもらった方がより利益があがる場合、他人に所有権を移し、管理、処分してもらう制度で、そこから生ずる利益を自分や自分の決めた他人に分配するという制度。
- ◇ このような制度を組み立てることができるのは、信託に3つの機能があるからである。

◇ 財産管理機能

自分の所有する財産を受託者に所有権を移して、自分に代わって財産を管理・処分することができる機能。

信託設定後に認知症に罹患し、判断能力が劣った状態になったとしても受託者が自分に代わって財産を管理・処分してくれることから、利益を自分や自分の決めた人に分配することができる。

◇ 転換機能

財産を信託すると、受益者は信託から利益を受け取る権利(受益権)を取得する。(信託法2条7項)

信託財産の所有権は、受益権に転換され受益権を分割することもでき、受益者の多様なニーズに対応することができる。

これを転換機能という。

倒産隔離機能

債務者が倒産した場合、債権者は債務者の財産を差押さえることができるが、信託の場合、信託財産を差押えすることができなくなる機能のことを倒産隔離機能という。

委託者が信託でその所有する不動産の所有権を受託者に移転した場合、後に委託者が倒産しても債権者が委託者の信託した不動産の差押えをすることができない。所有権は受託者にあるからである。

受託者が倒産した場合、受託者個人の債務に係る債権者は信託財産を差押えることはできない。

受益者が倒産した場合は、債権者は受益者の有する受益権を差押えることはできる。しかし、信託財産である不動産を差押えることはできない。

9、信託を活用する利点

1/3

成年後見制度の限界を補う

成年後見制度では不動産の売却や購入は、極めて困難になるが、信託の場合は、受託者の権限による継続的な財産管理が可能になり、有休土地の上に、銀行から融資を受けてアパートを新築するようなことも可能になる。

財産委任契約の限界を補う

財産管理委任契約をしても、委任者が判断能力がなくなれば、受任者は銀行から融資を受けたり、不動産の購入、売却の行為はできない。

所有者は委任者本人だからである。

他方、信託の場合は所有者が受託者になっており、信託目的の範囲内であれば上記のことも可能になる。

9、信託を活用する利点

2/3

遺言の限界を補う

遺言者は、自分の死亡した後の遺産の取得者は確定させることができるが、その後の取得者(二次相続人)を決めることはできない。

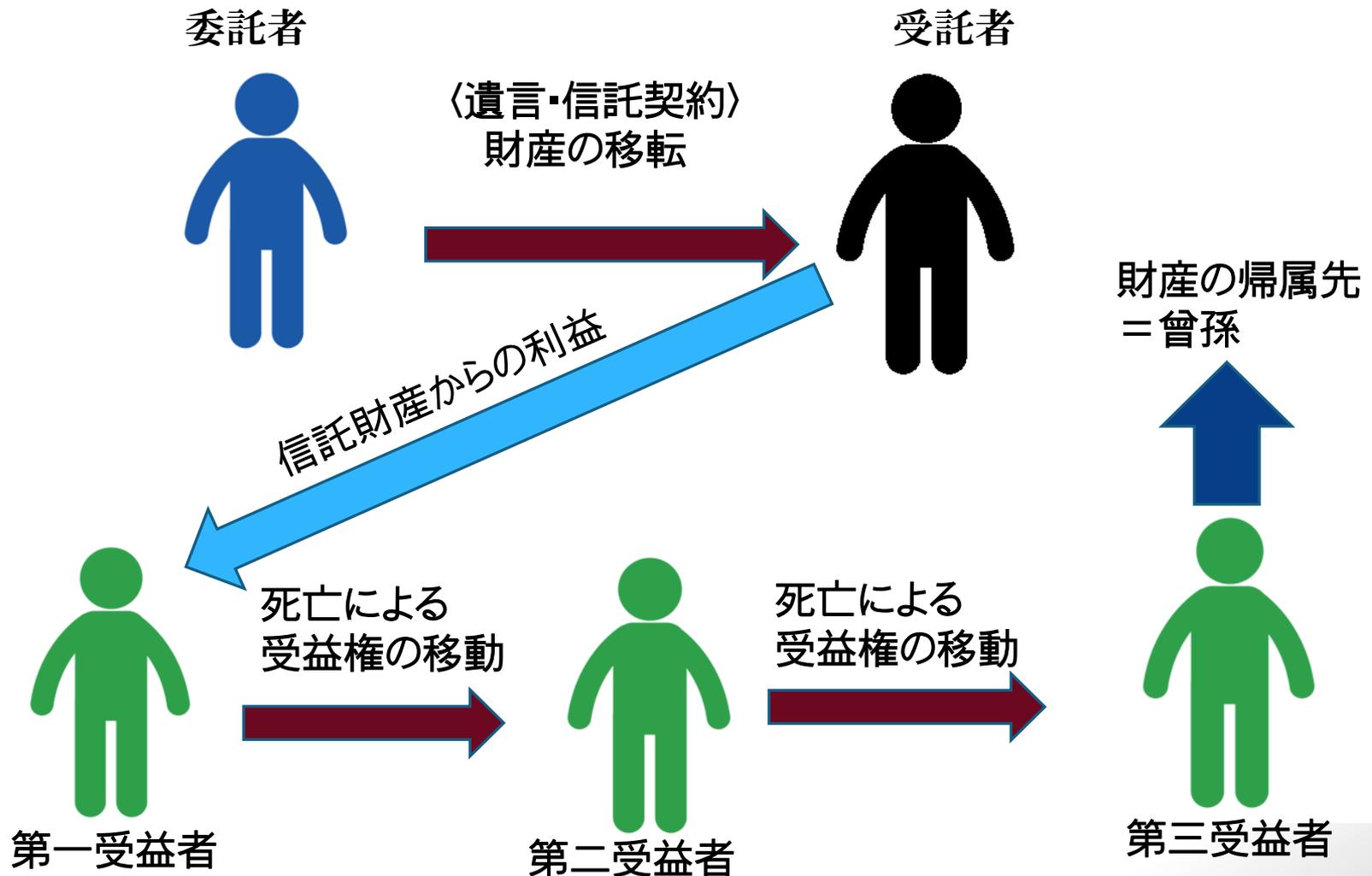
しかし、信託であれば、信託条項の中で第1受益者をA(長男)、第2受益者をAの孫の1人、第3受益者を誰々と決めることが可能で実質的に二次相続をさせる者を指定することが可能となる。

この信託のことを「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」という。

(信託法91条)

後継ぎ遺贈型受益者連続信託

3/3



10、信託設定の3つの方法

契約による信託設定

委託者と受託者が信託契約を締結する方法

この場合には委託者自身も受益者になることができ(自益信託),勿論他人も受益者なることができる(他益信託)
生前に財産を信託し,生前は自分を受益者、死後は自分の指定する人を受益者とする信託も契約で設定でき、

これは遺言と同じ役割を果たすので「遺言代用信託」という。

遺言による信託設定

遺言の中で,信託する旨を記し,遺言の効力が発生した時(遺言者の死亡時)に信託を開始させる。
遺言は自分1人でできる単独行為であり,信託契約である遺言代用信託とは違う。
遺言の場合は,受託者の就任の承諾をあらかじめとっておくことが望ましい。

自己信託による信託設定

自分で自分に信託するということが自己信託である。

信託法の大改正によって新たに規定された。委託者と受託者が同じで「この財産を信託財産とする。」という信託宣言をしなければならない。

これは公正証書等で行うことが必要である。

受託者と受益者が同一人であるという状態が1年以上続くと信託は終了する(1年ルール)

自己信託した場合,1年以内に受託者もしくは受益者を他人に変更するか,自分の他に他人を受益者に追加しなければならない。

11、信託開始時の税金

1/2

- ◇ 受託者はたとえ信託財産の所有名義人であっても、委託者のために財産の管理、処分をしている者であるから、利益が発生することではなく、実質課税の原則から受託者に贈与税等がかかることはない。
- ◇ **自益信託**(委託者と受益者が同じ)
利益を受けるのは受益者であるが、委託者はもともと信託財産を所有していたものであるから、たとえ受益者になったとしても新たに利益を受けることにはならない
本件の場合は課税されない。

11、信託開始時の税金

2/2

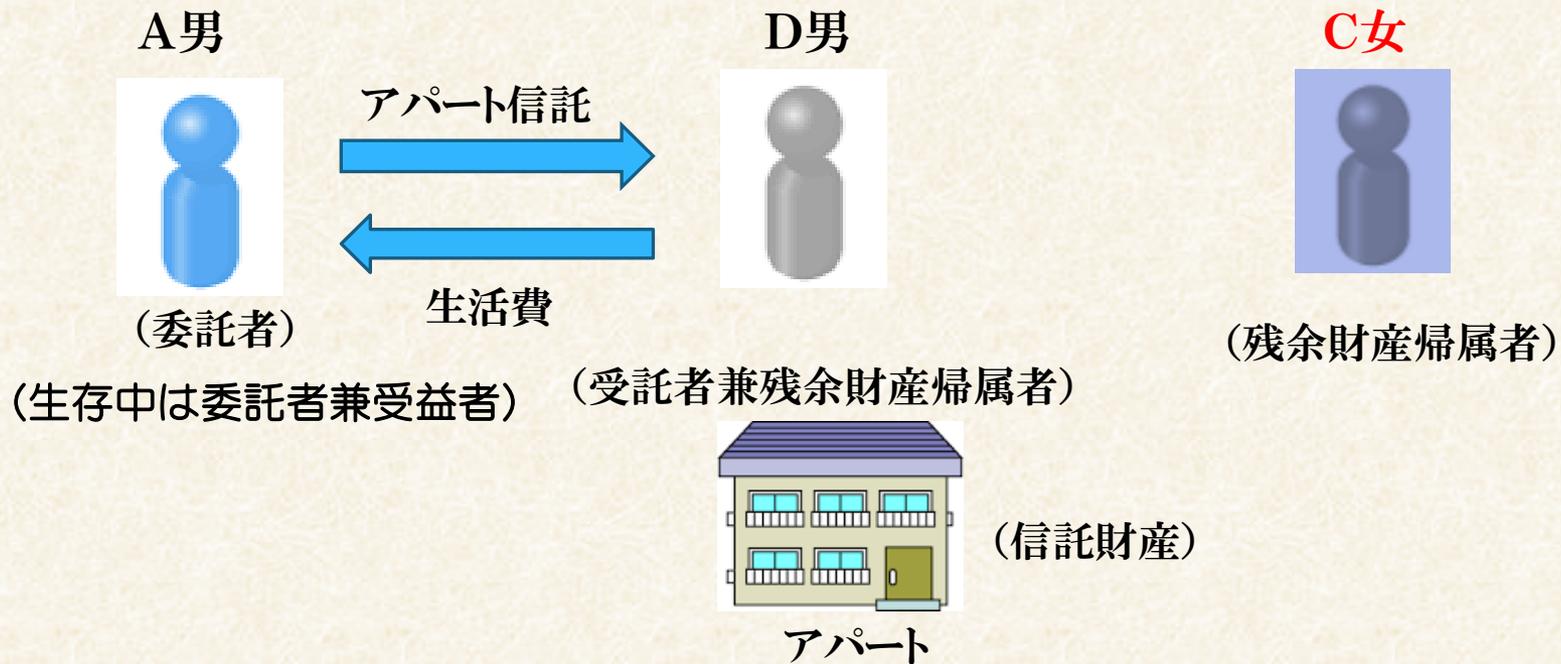
- ◇ **他益信託** (委託者と受益者が異なる場合)
他人である受益者が利益を得るので、受益者は贈与税の課税対象となる。
遺言信託であれば相続税が、受益者が法人であれば法人税の課税対象となる。
- ◇ 不動産を信託する場合は、委託者から受託者に信託を原因として所有権が移転することになる。
この場合、所有権移転登記に要する登録免許税が固定資産税評価額の0.4パーセントかかる。(通常の所有権移転登記の場合は2パーセント)
売買や贈与等を原因として不動産を取得した人には不動産取得税が課されるが、信託の場合は課税されない。

信託活用事例 1

- ◇ A男(85才)は、アパートを所有し、不動産の賃貸業を営んでいる。アパートの管理はB不動産会社に依頼しているが、最近、物忘れをすることが多く将来に不安を感じている。A男の妻は昨年死亡し、子供はC女とD男で、A男の近くにD男が居住している。アパートは、そろそろ大規模な修繕をする必要があるが、その際は銀行から借金をしなければならない。
- A男は生活費だけを得ることができればD男にアパートの経営を任せたいと考えている。
- A男は自分が認知症になってもD男が円滑にアパートの経営をすることを願っている。
- なお、家賃は、A男の生活費とアパートの維持管理にほとんど費消されている。

◇ 信託スキーム

A男が判断能力を喪失しない内に、D男との間にA男を委託者兼受益者、D男を受託者として、A男の生活支援を目的、A男所有のアパートを信託財産、A男の亡くなるまでを信託期間、残余財産の帰属をD男とC女とする信託契約を締結する。



この信託の利点

A男が認知症になったとしても、D男にアパートが信託譲渡されているので、大規模修繕に資金が必要な場合も、D男の判断で銀行から借り入れができる。

B不動産会社もアパートの管理については、もっぱらD男と話合いを行ってゆけばよいので安心である。

信託契約を締結せずにA男が認知症になった場合、銀行は借入れの意思を確認する方法がなくなり、成年後見人の選任を求めることになる。

その場合柔軟な対処はできず、アパート経営に支障を生ずることもある。

残余財産帰属者にC女も加えているので、相続争いもなくなる。

税金の問題

A男からD男にアパートの所有権が移っても、A男に譲渡所得税は発生しない。

A男は受益者としてアパートの家賃が入るので、A男が不動産所得を所得申告することになる。

大規模修繕の時に多額な費用が発生し、家賃収入よりも必要経費の額が大きくなっても、他の所得と通算したり、青色申告による3年間の繰越控除を使うことはできない。

A男が死亡した時点で信託が終了し残余財産帰属者のC女とD男がアパートを遺贈により取得したものとみなされ相続税が課せられる。

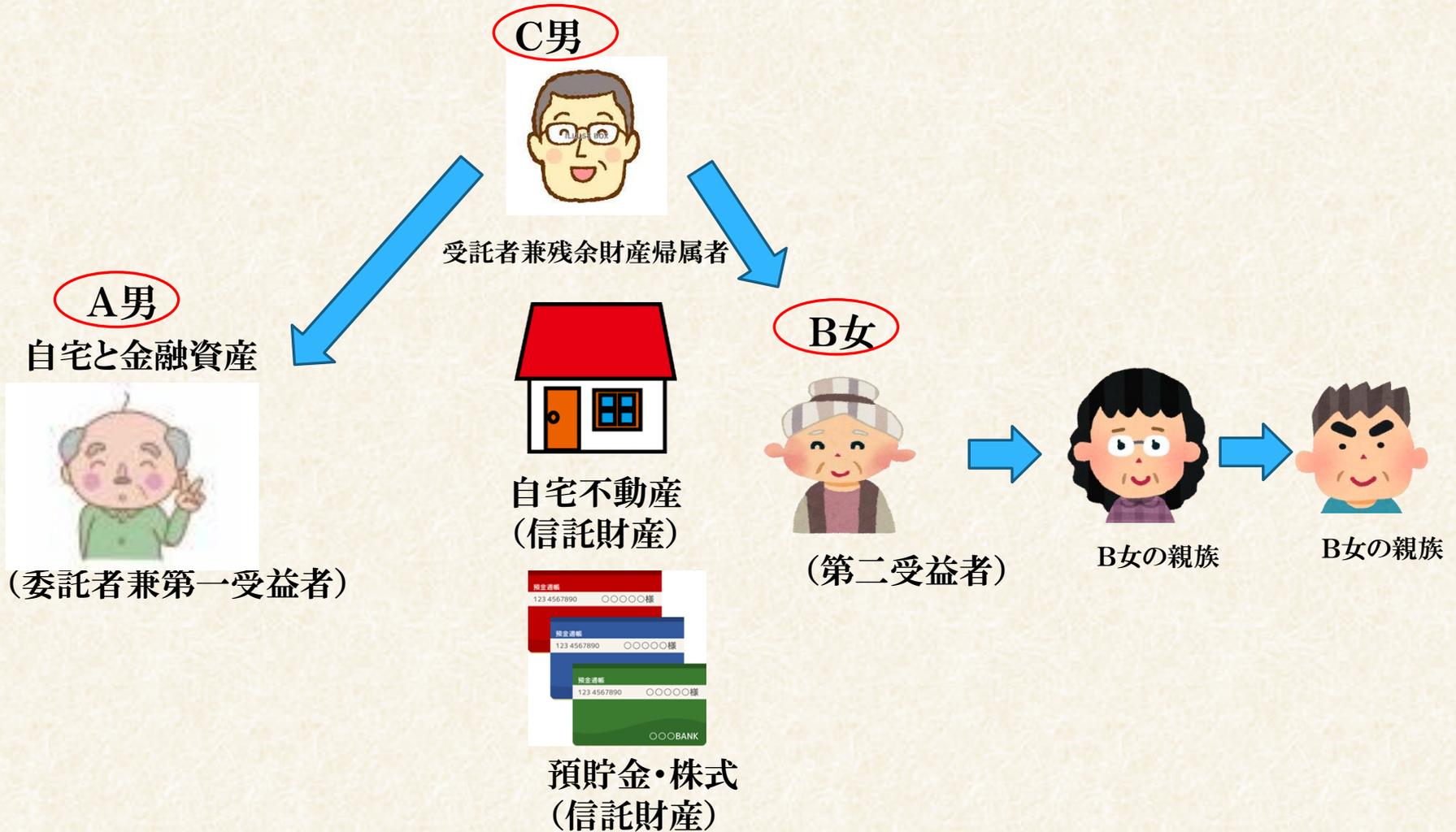
大規模修繕のための借入金の相続時の残高は相続税の計算上、債務控除として差引くことができる。

信託活用事例 2

- ◇ A男(80才)とB女(78才)の間に子供はいない。
A男は年金暮らしで自宅不動産と預貯金、株式等の金融資産を有しているが、妻の親族には渡したくない。
A男は自分の死後は財産を妻に、妻亡きあとは可愛がってきた長男の子供C男に財産を承継してもらいたいと考えている。
B女は認知症ぎみであり、自分から相続した財産をC男に渡してくれるかはわからない。

信託スキーム

A男を委託者兼第1受益者、C男を受託者、B女を第2受益者として、A男とB女の生活支援を目的、自宅不動産と金融資産を信託財産、A男とB女が亡くなるまでを信託期間、残余財産の帰属をC男とする信託契約を締結する。



この信託の利点

自宅不動産と金融資産の名義はC男になり、受託者であるC男は、

金融資産を管理、処分をし、減らさないようにする。

通常的生活は年金でできるが、生活費が足りなくなった場合、C男はA男に金融資産の中から交付し、自宅不動産にかかる固定資産税も、この中から拠出する。

A男が死亡すれば受益者はB女になり、C男がA男にしたと同じようにB女の面倒をみる。

A男、B女が亡くなった時点で信託は終了し、残った自宅不動産や金融資産はC男に帰属する

B女の兄弟姉妹には遺留分がないので、C男は、B女の親族から遺留分減殺請求権を行使されることもない。

この信託は、遺言でも可能であるが、死後、信託が機能しているか、否かA男が確認することは不可能で、A男の元気な内にC男と信託契約を締結する「遺言代用信託」がベターである。

税金の問題

B女の死亡により財産を取得するC男に相続税がかかる。

信託活用事例 3

◇ A男(88才)はアパートを所有し、B不動産会社に管理を依頼し、賃借人との交渉はB社が担当してくれている。

A男の妻C女は既に亡くなり、子供は精神障害を有するD男と結婚して近所に住んでいるE女である。

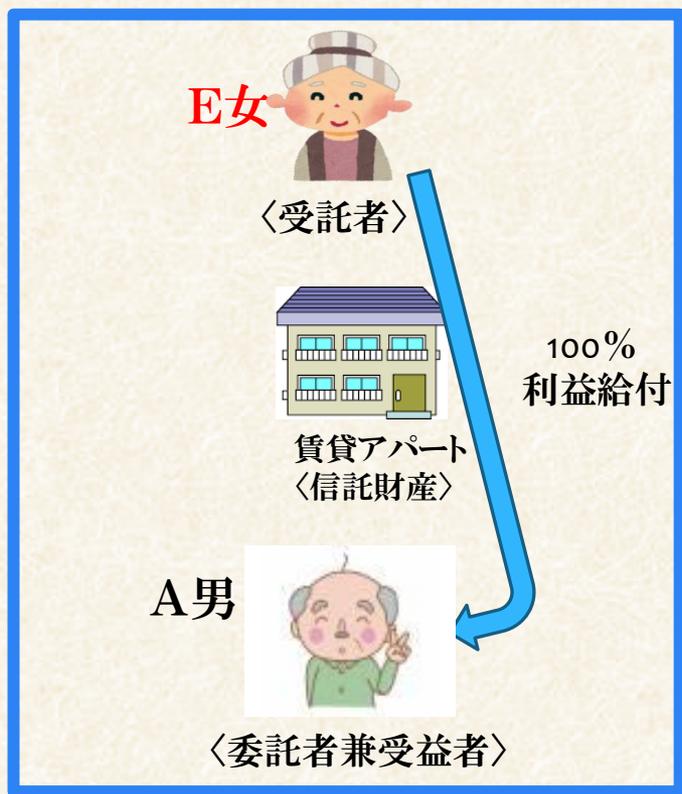
今、A男はD男の生活の世話をしているが、自分の亡きあとのD男の生活が心配である。

E女は優しい娘で、A男が亡くなったらD男の面倒やアパートの経営を引継いでもよいと言っている。E女の夫F男も理解を示している。

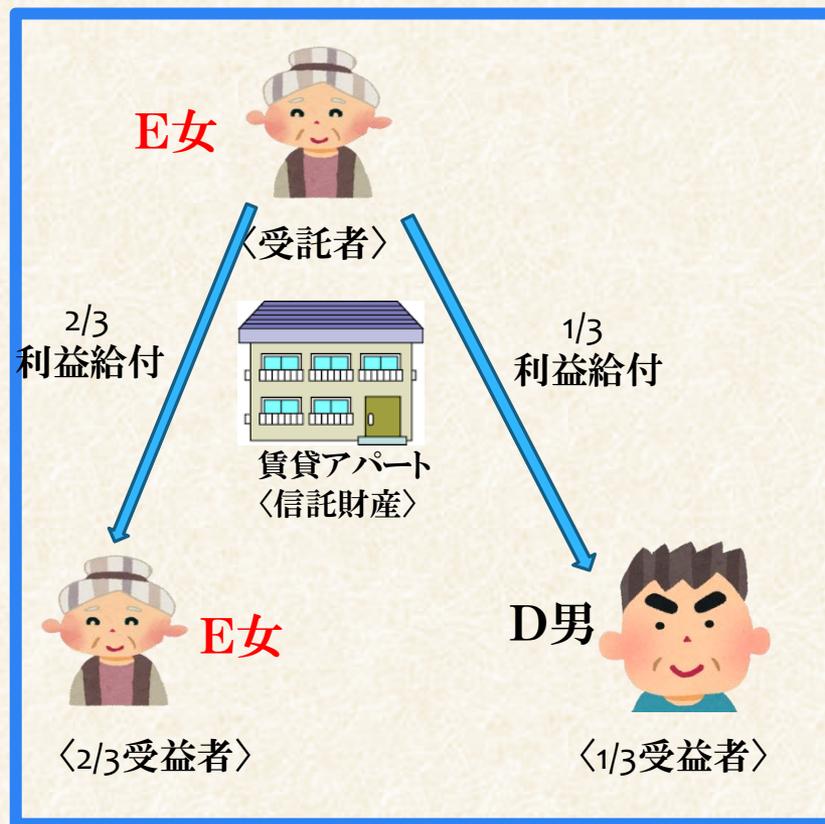
信託スキーム

A男を委託者、第1受益者、受託者をE女、第2受益者をE女、D男としてその受益権の割合は、E女の労力がかかることからして、E女が3分の2、D男が3分の1とする。なお、E女が、もし、信託期間中に死亡した場合は、受託者にはF男がなり、E女の受益権をF男が取得。信託財産はアパートで、信託期間はD男が死亡するまで、とする信託契約をA男とE女の間締結する。

A男生前



A男死後



この信託の利点

A男には生きている間は家賃が生活費として支払われる。
この金でD男を扶養することができる。

A男が亡くなってからは、E女が3分の2、D男が3分の1を取得してE女の負担に対応する。

遺言信託ではなく、遺言代用信託にしているのは、A男の元気な内から、E女にアパート経営を学ばさせるためにある。

仮に信託期間中にE女が死亡した時は、信託が成り立たなくなるので、F男を第2受託者とし、E女の受益権はF男が承継する。

D男は独身であるので、D男が死亡し、信託が終了した時点でE女が生存していれば、E女がD男の相続人であるため、D男の受益権も相続しアパートをすべて取得する。

E女が既に死亡している場合は、F男がアパートの3分の2、E女の代襲相続人(E女の子供)が3分の1を取得する。

税金の問題

A男死亡時の相続税はD男とE女がアパートを3分の1、3分の2の割合で取得したものとされ、相続税が課される。

A男の相続開始後、D男とE女は受益権の割合により不動産所得を算出し、所得申告をする。

D男が死亡した時点でE女が生存している場合は、D男からアパートの3分の1相当部分が遺贈されたものとされ相続税が課税される。

信託活用事例 4

- ◇ A男(80才)は中小会社を経営しているが高齢となり経営を長男のB男(50才)に任せたいと思っている。B男にはC男、D男の2人の子供がいる。



A男はこの会社の創業者であり、ほとんどの株式を所有している。

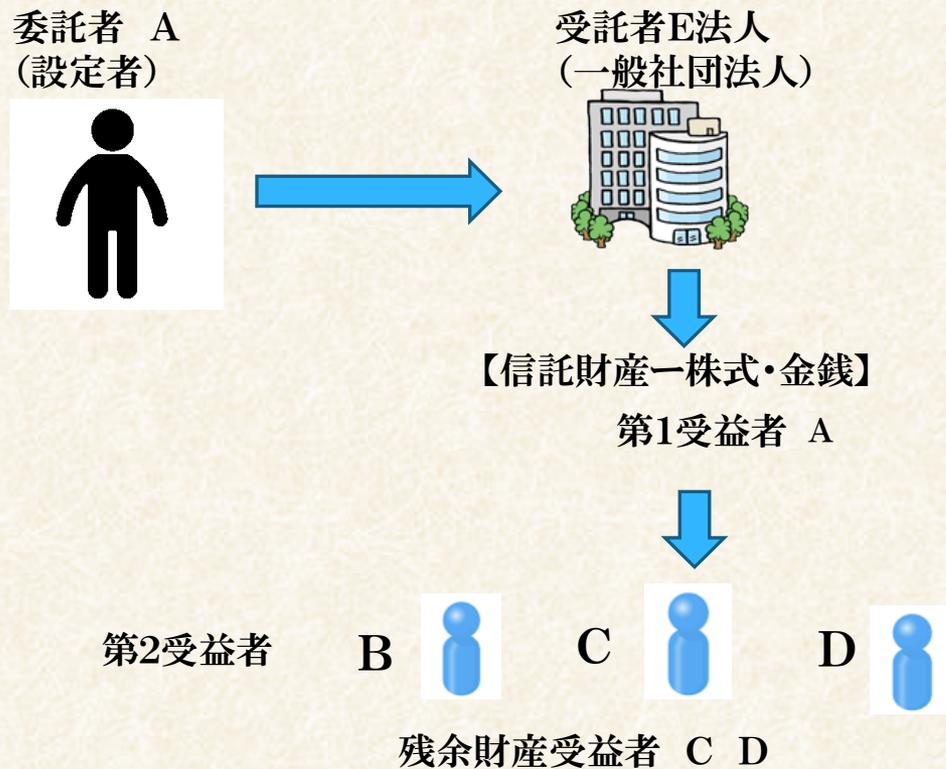
この株式と若干の金銭を信託財産としてB男に経営を譲っても安定した収入を得たいと思っている。

信託期間が長期にわたるので、B男に受託するのではなく、一般社団法人Eを設立して議決権の行使をしたい。

なお、自分とE法人との間の信託契約は公正証書にしたい。

信託スキーム

A男を委託者、受託者をE法人第1受益者をA男、第2受益者をB男、C男、D男とし、残余財産受益者をC男、D男とする。
信託財産はB会社の株式と若干の金銭とする。



この信託の利点

一般社団法人Eを設立するのは、法人化することにより受託者業務が長期にわたり安定することが期待されるからである。

信託業法では営利を目的として受託業務をすることは規制されているが、一般社団法人は出資者(設立のためには2人以上の社員(出資者)が必要)に配当することを禁じているので、営利法人には該当しない。

従って、信託業法には違反しない。

信託契約の受託のみに限定され、受益者が親族以外に変更されることがなければ問題にならない。

A男が元気な内はE法人の理事長にA男が就任し、議決権の主導権をとっていれば、まだ自分の考えを会社の経営に反映させることができる。

B男に任せても大丈夫だと思ったら、E法人の理事長にB男を就任させ、B男に文字どおり会社の事業を承継させる。

税金の問題点

A男が死亡した時点で受益者が会社の株式を取得したものとされ、
相続税等が課税されるものと思われる。

信託が終了し、実際の株式を受益者が
取得しても、課税関係は生じないと思われる

信託活用事例 5

◇ A女(86才)は独身で静岡市内に自宅不動産を有している。

A女は最近老人ホームに入所し自宅不動産は空き家となった。

A女には信頼できる甥B男(50才)がいる。その他に妹C女がいる。

自宅不動産は商店街の中にあるので、とりこわしてもっと収益のある建物にしたいと思っている。

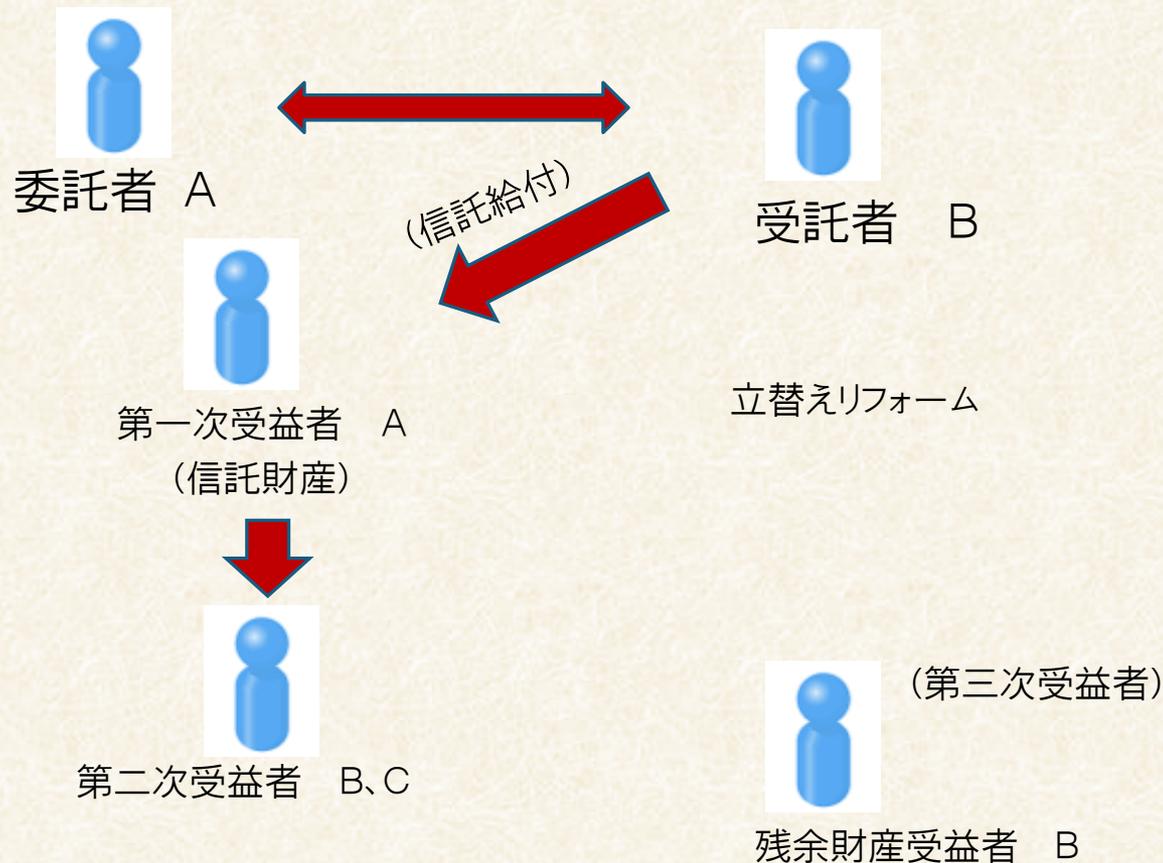
信託スキーム

2015年5月に「空き家対策特別措置法」が施行されたが、空き家問題は社会問題となっている。

A女とB男の間にA女を委託者、B男を受託者、信託の目的、空き家状態を解消するため、収益用の建物に建替えし管理運用すること、信託財産は自宅不動産、預貯金、第1受益者をA、第2受益者をB、C(妹)とする信託契約を締結する。

その契約の中にB男が金融機関と交渉し、自宅不動産建替えのために信託される不動産を担保に借金することができるとの条項をいれる。

立替えの場合を考慮して、信託期間は30年間位にする。そして、残余財産は世話になったBに帰属させる。Cが死亡した場合は受益権がBに帰属するものとする。



信託の利点

先祖代々守ってきた土地をAの一族のBに継承していくことができる。

空き家問題も解決でき、近隣から苦情をいわれることがない。

空き家が新しい建物になり、地域の活性化にもなる。場合によっては受託者をNPO法人にしてもよい。

税金の問題

Aが亡くなった時に受益者のB、Cに相続税がかかる。

Aの生前中は賃料収入をAの所得として申告する。

最終的に、Cの受益者がBの受益権に集約された時、Bには贈与税が課税される。

Aが死亡した時、ローンが残っていれば、これを差し引いて相続税を計算することができる。



弁護士法人 鷹匠法律事務所

NEUETZITビル4階